顧問先の９割が黒字会社という実績

日野上税理士総合事務所

仕事のフィールド　得意分野ベスト5

- 医 医業経営に強い
- 建 建設業に強い
- 飲 飲食業に強い
- 製 製造業に強い
- 経 経営計画を徹底指導
- 相 相続・資産税に強い
- 資 資金繰りを徹底指導
- 銀 銀行交渉・資金調達を徹底指導
- 新 新設法人の経営を徹底サポート
- FP FP業務を徹底サポート

決算診断提案書を活用して経営の軌道修正をします

Accounting

「中小企業は自己資本比率を高めるべきで、借入れによる安易な経営を目指すべきではない」――これが当事務所の考え方です。世の中、拡大・前進することが良いことだ、という考え方が蔓延していますが、必ずしもそうではありません。重要なことは「着実な歩み」です。会計事務所はリスク回避の指導をすべきと、私たちは考えます。

私どもは、決算を通じてそれまでの関与先企業の経営を是正するため、社長や経理担当者に決算報告に関する説明をしています。現状把握と目標立案は企業の成長には欠かせません。そのため、当事務所では決算診断提案書で企業の現状把握、今期経営目標提案書で目標立案をサポートし、期中決算提案書で実績と目標の乖離を明らかにし、経営者の経営方針の軌道修正をお手伝いしています。

The most reliable accounting firms best 100 in japan

「最終バランスシート」を常に意識した経営を

Accounting

「バランスシート」とは、自己資本比率が高く、バランスが取れているから、バランスシートと言います。私たちが大事にしたいのは、「最後に会社をやめようと思ったときのバランスシート」です（実際に事業をやめるわけではありませんが）。

経営を継続しているといっても、お金にならないものが資産として計上されていたりしています。そういうものを除外すれば会社に何が残るか。構築物などは税法上資産に上がっていても、お金としての値打ちはマイナスです。除却するのにお金がいるからです。中古自動車も古い機械も同じです。それがみんな資産に上がっていて、バランスが合っていると思っている。大間違いです。最終のバランスシートがどうなるかを常に考えるというのはそういうことです。

corporate philosophy

「赤字決算には印を押さない」をモットーに！
お客様と所内スタッフの意識改革で顧問先の９割が黒字決算！

所長　**日野上輝夫**

昭和18年生。関西大学大学院商学研究科修了。大阪府労務ネットワーク協会、日野上小規模企業共済会、税タックス、税アウトソーシングネットワーク代表兼務。仕事、勤労、青葉に『心を添えて』をモットーに顧問先黒字化を目指して経営指導を行っている。

副所長　**日野上達也**

平成10年税理士登録。今年、「次世代経営塾」「青梅医業経営塾」を開講、その他セミナー講師としても幅広く活動中。税理士によるLLP導入KAIZEN研究会に所属。
近畿税理士会東住吉支部

日野上税理士総合事務所

〒547-0044
大阪府大阪市平野区
平野本町5-14-20　日野上ビル5F
TEL　06-6791-0724㈹
FAX　06-6791-0733
http://www.hinokami.co.jp/index.htm
E-mail　hsh@hinokami.co.jp

法人関与先の黒字率は90パーセント超

Accounting

法人の関与先黒字率は現在、90%を超えています。なぜなら、当事務所では、「赤字決算には印を押さない」という信念で関与先の指導にあたっているからです。会社は黒字を出さなければいけない。その意味を実感されるまで、私たちはご指導し、関与先にはそれを必ず実行していただきます。必ずわかる時は来ます。

経済が右肩上がりの時代、「法人は赤字にしておいて給料を取ればいい」という指導を会計事務所はやってきました。その間違った考え方を早く是正しなければ手遅れになります。

なぜ黒字でなければいけないのか、どうやったら黒字企業に転換できるのか。そういう観点から顧問先の中小企業経営者の皆さんに動機付けをし、意識改革をしていく。それが私どもの役割だと考えています。

The most reliable accounting firms best 100 in japan

創業支援設立とセミナー開催

Accounting

当事務所では、法人設立をお考えの方、もしくは、法人設立間もない方のご支援もしています。法人設立に伴う各種届出の提出、帳簿等の記帳指導、及び、無料会計ソフトを使った入力指導、毎月1回訪問し、試算表に基づく経営相談、利益対策、給与計算、その他資金繰りの検討、申告書の作成等、パックでお受けいたします。

また、当事務所主催のセミナーも、定期開催（毎月第2木曜日・午後4～5時）しております。セミナー内容は次の通り。「特殊支配同族会社の給与所得控除の損金不算入」「新会社法による定款診断」「確定申告（医療費控除等）について」「高齢者雇用における雇用保険と賃金と年金について」「企業における就業規則の重要性について」「確定申告（医療費控除等）について」など…